

# ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度整備案の概要

(※印は平成24年3月14日に電波監理審議会に諮問したもの)

## 1 省令関係

- (1) 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部改正案（※）  
新たな一般放送の種類として「地上一般放送」を、地上一般放送の種類として「エリア放送」を規定した上で、地上一般放送のうちエリア放送については届出一般放送とし、必要な届出書の様式、提出書類等の規定等、関係規定を整備する。
- (2) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部改正案（※）  
電気通信業務用無線局の区分から、地上一般放送局を除くとともに、エリア放送を行う地上一般放送局について、地上デジタル放送を含む既設の無線局等の運用に支障を与えない等の開設に当たっての基準について、関係規定を整備する。
- (3) 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部改正案（※）  
「地上一般放送局」を新たな無線局の種別として規定した上で、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間を1年（ただし、平成24年度中における免許の有効期間は平成25年3月末まで）、無線設備等の定期検査を不要とすることと規定し、地上一般放送局に係る免許等の権限を総合通信局長に委任する等、関係規定を整備する。
- (4) 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部改正案（※）  
地上一般放送局を免許の単位として規定し、エリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請に係る規定、地上一般放送局の免許の申請に係る提出書類等の規定等、関係規定を整備する。
- (5) 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部改正案（※）  
エリア放送を行う地上一般放送局について、基幹放送局の運用・受信に混信を与えない等の運用に当たっての規定等、関係規定を整備する。
- (6) 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部改正案（※）  
エリア放送を行う地上一般放送局について、周波数の許容偏差、変調波スペクトルの許容値等を規定するとともに、空中線電力をワンセグ型については十ミリワット以下とする等の無線設備の技術基準について、関係規定を整備する。
- (7) 特定無線設備に技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部改正案（※）  
エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備を技術基準適合証明の対象とする等、関係規定を整備する。

- (8) 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部改正案（※）  
エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備について、登録検査等事業者等が行う点検の実施項目等、関係規定を整備する。

## 2 告示関係

- (1) 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局（昭和三十四年郵政省告示第五百九号）の一部を改正する告示案  
エリア放送を行う地上一般放送局の呼出符号又は呼出名称の放送を省略できるとする旨を規定する。
- (2) 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成二年郵政省告示第二百四十号）の一部を改正する告示案  
エリア放送を行う地上一般放送局の操作では無線従事者資格を不要とする旨を規定する。
- (3) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）（平成十六年総務省告示第八百五十九号）の一部を改正する告示案  
地上一般放送局によるエリア放送を可能とするため、エリア放送を行う地上一般放送に係る無線局の種別コードを規定する。
- (4) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表（平成十六年総務省告示第八百六十号）の一部を改正する告示案  
地上一般放送局によるエリア放送を可能とするため、エリア放送を行う地上一般放送局の目的コード及び通信事項コードを規定する。
- (5) 周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案（※）  
地上デジタル放送等に割り当てられている周波数帯（四百七十メガヘルツから七百十メガヘルツまで）に、一般放送の放送業務（電気通信業務用（エリア放送用）、放送用（エリア放送用））を二次業務として追加する。
- (6) 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成二十三年総務省告示第二百七十九号）の一部を改正する告示案  
エリア放送を行う地上一般放送局について、登録検査等事業者等が行う無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を整備する。

(7) エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める告示案（新設）

エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請の扱いを先願主義（再免許の申請の場合も含む）とし、規定の整備を行う。

### 3 訓令関係

○電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令案  
エリア放送を行う地上一般放送局の免許に係る審査基準を規定する。